

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年8月8日

障害者生活支援事業等に係る消費税等の取り扱いについて

資 料

1 事案の概要	1
2 対象事業	1
3 原因	1
4 経過	1～2
5 今後の対応	2
※別紙（令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省からの事務連絡）	3～4
※参考資料（大磯町障害者生活支援事業委託・障害支援区分認定調査委託・ 社会福祉事業）	5

福祉課

障害者生活支援事業等に係る消費税等の取り扱いについて

1 事案の概要

令和5年10月4日付けで、こども家庭庁及び厚生労働省から事務連絡(以下「事務連絡」という。)(※別紙参照)があり、①障害者相談支援事業は消費税の課税対象であること、また、②自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合には、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることが示された。

この事務連絡に基づき、町の事業委託を確認した結果、障害者生活支援事業委託、障害支援区分認定調査委託を非課税で取り扱っていることが判明した。

2 対象事業

- 大磯町障害者生活支援事業委託(参考資料中※1を参照)
- 障害支援区分認定調査委託(参考資料中※2を参照)

3 原因

障害者相談支援事業(大磯町障害者生活支援事業)は、社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」(参考資料中※3を参照)に位置付けられ、消費税法上の非課税事業として取り扱われていた。

その後、平成24年度の「障害者自立支援法」の改正により相談支援体系が見直された際に、国から社会福祉法上の取り扱いが明確に周知されていなかったため、本町においては、引き続き「第二種社会福祉事業」との認識のもと、非課税事業として委託を続けていた。

4 経過

(国税庁消費税室 Q&A)

- 「非課税」として申告していた場合の対応の記載があり、消費税の課税業者が消費税法上「非課税」とならない「障害者相談支援事業」に係る委託料(課税売上げ)を「非課税」として誤認して申告に含めていなかった場合には、修正申告が必要となる。

上記国税庁消費税室 Q&A に基づき、委託先の社会福祉法人と町と協議を行い、社会福祉法人が税務署に相談をした。税務署からは、令和5年度分の申告と合わせて、過去5年分(平成30年度～令和4年度)の修正申告を行うよう指示があり、社会福

祉法人が税務署に対象事業に係る修正申告を行った。(税務調査に伴う修正申告の時効は5年のため、平成24年度から平成29年度までは時効。)

5 今後の対応

(厚生労働省事務連絡)

- 自治体が障害者相談支援事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要がある。
- 各市町村においては、本事務連絡を踏まえた適切な取扱いを徹底するとともに、自治体が委託する場合に必要な消費税相当額について、委託先の民間事業者の負担とすることがないように。

上記厚生労働省事務連絡に基づき、社会福祉法人が行った修正申告の消費税相当分を補償するため、町として補正予算に計上していくこととなった。

事務連絡
令和5年10月4日

各 { 都道府
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。
なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

記

1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

(障害者総合支援法第77条第1項第3号関係)

- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

(障害者総合支援法第77条の2関係)

- ・基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）

(障害者総合支援法第78条第1項関係)

- ・障害児等療育支援事業
- ・発達障害者支援センターを運営する事業
- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(その他)

- ・医療的ケア児支援センターを運営する事業

2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び同法別表第一第7号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記1のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

【担当】

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111

相談支援係（内線）3040mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

発達障害者支援係（内線）3038mail: hattatsu@mhlw.go.jp

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

電話：03-5253-1111

障害保健係（内線）3064mail: shougai-hoken@mhlw.go.jp

- こども家庭庁支援局障害児支援課

電話：03-6861-0068（直通）

基準・指導係 mail: shougaisien.kijunshidou@cfa.go.jp

(※1)大磯町障害者生活支援事業委託

○内容

大磯町内の支援を要する身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びにその家族等に対して障がい者福祉サービスの利用支援、社会資源の情報提供及び専門機関の紹介総合的な相談を行う。

- (1) 一般相談支援事業に関する業務
- (2) 基幹相談支援センター事業に関する業務
- (3) 自立支援協議会に関する業務
- (4) 医療的ケア児等コーディネーター体制整備事業に関する業務
- (5) その他、自立した日常生活又は社会生活に必要と認められる支援又は援助

(※2)障害支援区分認定調査委託

○内容

大磯町が援護する障害者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める、障害支援区分等認定審査会に諮るために必要な認定調査を行う。

○認定調査方法

対象者への訪問を行い、調査票に基づき対面にて障害支援区分等認定審査会に必要な調査を行う。

(※3)社会福祉事業

○第一種社会福祉事業

利用者への影響が大きく、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業(主として入所施設サービス)

【障害者総合支援法】 ①障害者支援施設

○第二種社会福祉事業

比較的利用者への影響が小さく、公的規制の必要性が低い事業
(主として在宅サービス)

【障害者総合支援法】 ①障害福祉サービス事業 ②一般相談支援事業

③特定相談支援事業 ④移動支援事業

⑤地域活動支援センター ⑥福祉ホーム

【児童福祉法】 ①障害児通所支援事業 ②障害児相談支援事業